

建安第 8 5 9 - 3 号
令和 2 年 1 0 月 2 1 日

各宅地建物取引業関係団体 代表者 様

埼玉県都市整備部建築安全課長
(公印省略)

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定及び解除について (通知)

埼玉県 (担当: 河川砂防課) では、令和 2 年 1 0 月 2 0 日付けで土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (以下、「土砂災害防止法」という。) に基づき、別紙のとおり「土砂災害特別警戒区域等」の指定及び解除を吉見町、和光市において行いました。

つきましては、宅地又は建物の売買等において、指定された区域について重要事項説明を行うこととされていることから、御留意いただきますようお願いいたします。

なお、指定位置図につきましては、各県土整備事務所及び河川砂防課ホームページにて随時更新されていますので、そちらを御覧ください。

御不明な点がありましたら、下記の連絡先にお問い合わせください。

記

区域の詳細についての連絡先

東松山県土整備事務所 河川砂防担当 電話: 0493-22-2334

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b1006/kasen/saboujigyou.html>

朝霞県土整備事務所 河川担当 電話: 048-471-4670

<https://www.pref.saitama.lg.jp/b1002/kasenn/kuikishite.html>

河川砂防課

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/dosyasitei.html>

担当: 震災対策・構造指導担当 久保・野上 電話: 048-830-5525
宅建相談・指導担当 村田・中島 電話: 048-830-5488